

町内の放射線量測定について(5/27現在)

| 大気中の放射線量 | 測定日 | 測定場所 | 地表面から1cm | 地表面から50cm | 地表面から100cm | 天候 |
|----------|--------|-------------------|----------|-----------|------------|----|
| | 5/6(金) | 皆野幼稚園 | 0.051 | 0.054 | 0.051 | 晴 |
| | | 皆野小学校 | 0.065 | 0.059 | 0.063 | 晴 |
| | | 国神小学校 | 0.055 | 0.061 | 0.055 | 晴 |
| | | 旧金沢小学校 | 0.064 | 0.065 | 0.064 | 晴 |
| | | 三沢小学校 | 0.071 | 0.072 | 0.076 | 晴 |
| | | 皆野中学校 | 0.052 | 0.049 | 0.048 | 晴 |
| | | ふれあい広場(わく・ワクセンター) | 0.08 | 0.077 | 0.067 | 晴 |
| | | 明星保育園 | 0.077 | 0.078 | 0.062 | 晴 |
| | | 国神保育園 | 0.061 | 0.058 | 0.052 | 晴 |

町民生活課
環境衛生担当
電話62-1232

※測定は、すべて校庭・園庭等の中央の測定値。
 ※測定希望がある場合は、町の測定方針により測定します。
 ※測定機器: 富士電機株式会社 シンチレーションサーベイメータ
 ※測定は年4回を予定しています。次回は5月測定予定です。

| 学校プール | 採取日 | 採取場所 | 放射性ヨウ素 | セシウム134 | セシウム137 |
|-------|---------|-------|--------|---------|---------|
| | 7/22(水) | 皆野小学校 | 不検出 | 不検出 | 不検出 |
| | 7/16(木) | 国神小学校 | 不検出 | 不検出 | 不検出 |
| | | 三沢小学校 | 不検出 | 不検出 | 不検出 |

教育委員会
電話62-4563

※「不検出」とは、検出下限値未満であることを示します。
 ※測定機器: CANBERRA社 ゲルマニウム半導体検出器

| 学校給食用食材 | 給食使用日 | 食材名 | 産地名 | 測定結果(Bq/Kg) | |
|---------|-------|-----|-----|-------------|---------|
| | | | | 放射性セシウム | |
| | | | | セシウム134 | セシウム137 |
| 5/13(金) | にんじん | 徳島 | 不検出 | 不検出 | |
| | もやし | 埼玉 | 不検出 | 不検出 | |
| | じゃがいも | 長崎 | 不検出 | 不検出 | |
| 5/17(火) | チンゲン菜 | 茨城 | 不検出 | 不検出 | |
| | ピーマン | 埼玉 | 不検出 | 不検出 | |
| | 豚肉 | 埼玉 | 不検出 | 不検出 | |
| 5/27(金) | キャベツ | 千葉 | 不検出 | 不検出 | |
| | ごぼう | 青森 | 不検出 | 不検出 | |
| | たけのこ | 愛媛 | 不検出 | 不検出 | |

※「不検出」とは、検出下限値未満であることを示します。
 ※加工品については使用原材料が多いため産地を明示しておりません。
 ※測定機器: 株式会社テクノエーピー社 NaI(Tl) シンチレーションスペクトロメータ

| | |
|-----|---|
| 水道水 | 水道水の放射線量測定結果については、秩父広域市町村圏組合のホームページで公表しています。 http://www.c-kouiki.jp/ |
|-----|---|

皆野・長瀬事務所
電話62-0554

<参考>

食品衛生法の規定に基づく食品の放射性物質に関する放射性セシウムの基準値
数値はセシウム134とセシウム137の合計値、単位はBq/Kgです。

| | | |
|-------|--|-----|
| 飲料水 | ミネラルウォーター類(水飲みを原料とする清涼飲料水) | 10 |
| | 飲用茶(茶を原料とする清涼飲料水及び飲用に供する茶) (注1) | |
| 牛乳 | 乳児及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)第2条第1項に規定する乳及び同条第40項に規定する乳飲料 | 50 |
| 乳児用食品 | 乳児の飲食に供することを目的として販売する食品 | 50 |
| 一般食品 | 上記以外の食品 (注2) | 100 |

(注1) 飲用に供する茶については、原材料の茶葉から浸出した状態に基準値を適用。

(注2) 乾しシイタケ、乾燥わかめなど原材料を乾燥し、通常水戻しをして摂取する乾燥きのこ類、乾燥海藻類、乾燥魚介類、乾燥野菜については、原材料の状態と水戻しを行った状態に基準値を適用。また、食用こめ油の原材料となる米ぬか及び食用植物油の原材料となる種子については、原材料から抽出した油脂に基準値を適用。